

令和5年度 「皆さまから寄せられたお問い合わせ・ご相談、ご指摘などへの回答要旨」 3.保険・年金・税・証明

No.	件名・内容	回答
1	市・県民税に関すること（74件） 【内容】 市・県民税に関する問い合わせについて	市・県民税に関する概要、個別事案について回答しました。 (担当) 市民税課 (電話) 048-775-5130・5131・5132
2	軽自動車税に関すること（6件） 【内容】 軽自動車税に関する問い合わせについて	軽自動車税に関する概要、個別事案について回答しました。 (担当) 市民税課 (電話) 048-775-5130・5131・5132
3	固定資産税の納税通知書について（7件） 【内容】 固定資産税の納税通知書について確認したい。	個別の内容に応じて対応しました。 (担当) 資産税課 (電話) 048-775-5133
4	証明書や資料提供について（4件） 【内容】 住宅用家屋証明書を取得したい。	個別の内容に応じて、必要書類等を案内しました。 (担当) 資産税課 (電話) 048-775-5133
5	納税相談（50件） 【内容】 納税相談について	詳細の掲載は控えさせていただきますが、個々の内容に応じて回答しました。 (担当) 納税課 (電話) 048-775-5135
6	口座申込（変更）（14件） 【内容】 口座申込（変更）について	詳細の掲載は控えさせていただきますが、個々の内容に応じて回答しました。 (担当) 納税課 (電話) 048-775-5135
7	納付書再交付（9件） 【内容】 納付書再交付について	詳細の掲載は控えさせていただきますが、個々の内容に応じて回答しました。 (担当) 納税課 (電話) 048-775-5135
8	戸籍について（37件） 【内容】 戸籍に関する問い合わせ	詳細の掲載は控えさせていただきますが、個々の内容に応じて回答しました。 (担当) 市民課 (電話) 048-775-5128
9	住民基本台帳の記録について（29件） 【内容】 住民基本台帳の記録に関する問い合わせ	詳細の掲載は控えさせていただきますが、個々の内容に応じて回答しました。 (担当) 市民課 (電話) 048-775-5128
10	マイナンバー、おくやみ窓口について（3件） 【内容】 マイナンバー、おくやみ窓口に関する問い合わせ	詳細の掲載は控えさせていただきますが、個々の内容に応じて回答しました。 (担当) 市民課 (電話) 048-775-5128
11	戸籍謄本の郵送請求について（8件） 【内容】 父の出生から死亡までの戸籍謄本を郵送で請求したいので、必要な金額と必要な書類をおしえてください。	必要な書類などは次の5点になります。 ①申請書：市ホームページに掲載してあります。また、他市の申請書の宛名を上尾市長に変えていただいても差し支えありません。 ②手数料：戸籍謄本は1通450円、除籍謄本・改製原戸籍謄本は1通750円となりますので、郵便局で定額小為替証書を購入してください。なお戸籍を確認しないと発行通数はわかりませんので、定額小為替は多めに同封してください。 ③返信用封筒と切手：封筒に申請者の住所と氏名を記入し、切手を貼ってください。 ④本人確認書類：官公庁が発行した顔写真付きの証明書（運転免許証・マイナンバーカードなど）であれば1点、顔写真のない証明書（健康保険証・年金手帳など）の場合は2点のコピーを同封してください。 ⑤親子であることが確認できるもの：ご自身の戸籍謄抄本など。（令和6年3月1日から不要） (担当) 証明書発行センター (電話) 048-783-4940
12	市外に滞在している方の住民票取得方法について（8件） 【内容】 現在、市外にいますが、至急住民票が必要になりました。郵送対応は可能ですか。	郵送対応は可能ですが、お手元に届くまでに1週間ほど時間がかかると考えられます。郵送申請以外の取得方法もありますのでお知らせいたします。 ①マイナンバーカードをお持ちであれば、コンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機（キオスク端末）で取得できます（マイナンバー・住民票コードの記載は不可）。 ②官公庁が発行した顔写真付きの証明書（運転免許証・マイナンバーカードなど）をお持ちであれば、お近くの市区町村の窓口で広域交付の住民票が取得できます（本籍・筆頭者の記載は不可）。お近くの市区町村に確認してください。 ③同一世帯の方であれば、上尾市役所、支所・出張所の窓口で取得できます。 ④同一世帯の方以外に申請を委任する場合、委任状を作成し、代理人が上尾市役所、支所・出張所の窓口で取得できます。 (担当) 証明書発行センター (電話) 048-783-4940
13	継続検査（車検）用納税証明の取得方法について（6件） 【内容】 継続検査（車検）用納税証明書の取得方法を教えてください。	上尾市役所、支所・出張所の窓口において無料で交付しています。申請書には車両番号の記入をお願いしています。また本人確認書類として免許証、マイナンバーカードなどの提示も併せてお願いします。 なお、軽自動車税を納付いただいてからその確認ができるまでに概ね2週間かかりますので、申請日からさかのぼって2～3週間以内に納税した場合は、納付の確認ができる書類（領収書など）の提示もお願いします。 (担当) 証明書発行センター (電話) 048-783-4940

令和5年度 「皆さまから寄せられたお問い合わせ・ご相談、ご指摘などへの回答要旨」 3.保険・年金・税・証明

No.	件名・内容	回答
14	<p>国民健康保険の加入について（8件）</p> <p>【内容】 会社を退職したので、社会保険から国民健康保険に加入したい。手続きに必要なものを教えてください。</p>	<p>国民健康保険加入の際には、健康保険資格喪失日の確認が必要となります。原則は、下記①～③に記載されている持ち物をお持ちいただき、本人もしくは同世帯の人が手続きをお願いします。また、支所・出張所でも手続きはできますが、保険証は後日郵送となります。</p> <p>【国民健康保険の加入必要なもの】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申請者の本人確認書類の写し（自動車運転免許証、パスポート、個人番号カード等）顔写真付きでない場合、年金手帳など2点確認になります。また、顔写真付きでない場合には、保険証の交付は郵送となります。 2. 世帯主およびお手続きが必要な人のマイナンバーがわかる書類の写し 3. 社会保険の資格喪失証明書 <p>（担当）保険年金課 （電話）048-775-5136</p>
15	<p>高額療養費制度について（3件）</p> <p>【内容】 12月に手術をする予定なのですが、その場合事前に申請をしておけば、先にお金をもらえるのでしょうか。また、申請は市役所に行けばいいのでしょうか。</p>	<p>高額療養費の支給に該当する人には診療を受けた月の3か月後の中旬を目安に、市から申請書を送付しています（高額療養費の支給申請が簡素化済である世帯は、申請書は送付されず自動振り込みとなります）。</p> <p>また、事前に「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証（住民税非課税世帯の方）」または「国民健康保険高齢受給者証（70歳以上の人に発行している被保険者証に含まれます）」を医療機関に提示すると、一部負担金の支払いが高額療養費の自己負担限度額までになります（保険適用外の治療や差額ベッド代、食事代などを除きます）。認定証の発行には、申請が必要になりますので、保険年金課の窓口で手続きをお願いします。</p> <p>また、マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除され、限度額適用認定証の申請は不要となります。</p> <p>（担当）保険年金課 （電話）048-775-5136</p>
16	<p>海外療養費制度について（1件）</p> <p>【内容】 このたび、海外に帰省し現地の病院で手術を受ける予定です。この費用は国民健康保険でカバーできますか。</p>	<p>上尾市の国民健康保険に加入している方が、海外旅行中などに急な病気やけがなどによりやむを得ず現地の医療機関で診療等を受けた場合、申請により医療費の一部が払い戻される制度があります。</p> <p>海外療養費の支給対象となるのは、日本国内の保険診療として認められている医療行為に限られます。そのため、日本国内で保険適用となっていない医療行為や薬が使用された場合は、給付の対象となりません。また、治療目的で海外へ渡航した場合も療養費は支給されません。</p> <p>支給額は、日本国内の医療機関等と同じ傷病を治療した場合にかかる治療費を基準に計算した額（実際の治療費の方が低いときはその額）から、自己負担相当額を差し引いた額となります。日本と海外での医療事情が異なるため、海外の治療費が日本より高額な場合や保険外の治療が含まれる場合等には、実際の負担額に比べて支給金額が少なくなることがあります。また、海外で公的保険を受けている場合には、給付調整を行います。</p> <p>（担当）保険年金課 （電話）048-775-5136</p>
17	<p>障害年金の申請に関すること（3件）</p> <p>【内容】 〇〇〇障害と診断され、仕事に行けなくなりました。その場合、障害年金を受給する事は可能ですか。</p>	<p>障害年金を受給するためには一定の要件が必要となります。また、障害年金の手続きにつきまして、請求予定の傷病で初めて病院にかかった日（初診日）の時点で、厚生年金、国民年金どちらの年金制度に加入していたかによって、相談および請求先が異なります。会社員の方で厚生年金加入中に該当となる傷病の初診日がある場合、相談および請求先は年金事務所となります。</p> <p>（担当）保険年金課年金担当 （電話）048-775-5137</p>
18	<p>基礎年金番号通知書の再発行に関すること（2件）</p> <p>【内容】 年金手帳を紛失してしまいましたため、代わりに基礎年金番号通知書を発行したいのですが、上尾市役所で申請する事は可能でしょうか。</p>	<p>基礎年金番号通知書の発行につきましては、現在、厚生年金、国民年金どちらの年金制度に加入しているかによって、申請先が異なります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国民年金第1号被保険者の場合 お近くの年金事務所または上尾市役所（本庁舎13番窓口、支所・出張所） 2. 厚生年金の被保険者の場合 勤務する事業所を経由して、または直接、事業所の所在地を管轄する年金事務所 <p>（担当）保険年金課 （電話）048-775-5137</p>